# 省　令

## ○総務省令第一号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）の規定に基づき、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月二十日

総務大臣　山本　早苗
経済産業大臣　林　幹雄

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令の一部改正）

**第一条**　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令（平成十三年総務省経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項中「第二条第三号（電磁両立性に関する構成国の法律の近似化に関する千九百八十九年五月三日付けの閣僚理事会指令八九・三三六・ＥＥＣ第一条５に規定する適合性評価機関に係る国外適合性評価事業に限る。）、第五号又は第六号」を「第二条第六号」に改める。

（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部改正）

**第二条**　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号イ中「及びＺ九三六二」を「及びＱ一七〇二一」に改め、同イただし書中「無線機器及び通信端末機器並びにこれらの適合性の相互承認に関する千九百九十九年三月九日付けの欧州議会・閣僚理事会指令一九九九・五・ＥＣ（以下「Ｒ＆ＴＴＥ指令」という。）附属書３又は附属書４に係る業務（以下「附属書３又は４の業務」という。）」を「欧州議会・閣僚理事会指令一九九九・五・ＥＣを廃止し、無線機器を市場において利用可能とすることに係る加盟国の法律の調和に関する二千十四年四月十六日付けの欧州議会・閣僚理事会指令二〇一四・五三・ＥＵ（以下「ＲＥ指令」という。）附属書３に係る業務（以下「附属書３の業務」という。）」に、「Ｒ＆ＴＴＥ指令附属書５に係る業務（以下「附属書５の業務」という。）」を「ＲＥ指令附属書４に係る業務（以下「附属書４の業務」という。）」に、「Ｚ九三六二」を「Ｑ一七〇二一」に改め、同号ハ中「Ｑ一七〇二五」を「Ｑ一七〇六五」に、「事項。」を「事項」に改め、ただし書を削り、同号ホ中「Ｑ一七〇二五」を「Ｑ一七〇六五」に改め、同条第二号イただし書中「附属書３又は４の業務」を「附属書３の業務」に、「附属書５の業務」を「附属書４の業務」に改め、同イ(1)中「Ｒ＆ＴＴＥ指令第三条」を「ＲＥ指令第三条」に改め、同(1)ただし書中「Ｒ＆ＴＴＥ指令」を「ＲＥ指令」に改め、「。以下同じ」を削り、同号ロ中「所定電圧の範囲内で使用するよう設計された電気機器に関する構成国の法律の調和に関する二千六年十二月十二日付けの欧州議会・閣僚理事会指令二〇〇六・九五・ＥＣ（以下「低電圧指令」という。）附属書１」を「所定電圧の範囲内で使用するよう設計された電気機器を市場において利用可能とすることに係る加盟国の法律の調和に関する二千十四年二月二十六日付けの欧州議会・閣僚理事会指令二〇一四・三五・ＥＵ（以下「低電圧指令」という。）附属書１」に改め、同号ハ中「ＥＭＣ指令第四条及び附属書３」を「日欧協定通信端末機器等附属書第Ｂ部第二節の表の上欄第三号に掲げる関係法令等のうち電磁両立性に係る加盟国の法律の調和に関する二千十四年二月二十六日付けの欧州議会・閣僚理事会指令二〇一四・三〇・ＥＵ（以下「ＥＭＣ指令」という。）第六条及び附属書１」に改め、同号ホ中「ＥＭＣ指令第四条及び附属書３」を「ＥＭＣ指令第六条及び附属書１」に改める。

第十一条第一号中「、第二号、第三号（ＥＭＣ指令第十条６に規定する適合性評価機関に係る国外適合性評価事業に限る。）、第四号」を「から第五号まで」に改め、同号ホ中「附属書５の業務」を「附属書４の業務」に改め、同条第二号中「第二条第三号（ＥＭＣ指令第十条６に規定する適合性評価機関に係る国外適合性評価事業を除く。）、第五号及び第六号」を「第二条第六号」に改める。

別表中「附属書３又は４の業務」を「附属書３の業務」に、「附属書５の業務」を「附属書４の業務」に改める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第三条第一号イ並びに第二号イただし書及び(1)並びに第十一条第一号ホ並びに別表の改正規定は、平成二十八年六月十三日から施行する。

（準備行為）

**第二条**　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三条第一項の認定又は同法第七条第一項の変更の認定に関し必要な手続その他の行為は、前条ただし書に規定する規定の施行前においても、この省令による改正後の特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第三条第一号イ並びに第二号イただし書及び(1)並びに別表の規定の例により行うことができる。

## ○法務省令第三十二号

商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第百四十八条（他の法令において準用する場合を含む。）の規定及び関係法令の規定に基づき、商業登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月二十日

法務大臣　岩城　光英

商業登記規則等の一部を改正する省令

（商業登記規則の一部改正）

**第一条**　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

（附属書類の閲覧請求）

**第二十一条**　登記簿の附属書類の閲覧の申請には、請求の目的として、閲覧しようとする部分を記載しなければならない。

２　前項の申請書には、第十八条第二項各号（第三号を除く。）に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、申請人又はその代表者若しくは代理人が署名し、又は押印しなければならない。

一　申請人の住所

二　代理人によって請求するときは、代理人の住所

三　前項の閲覧しようとする部分について利害関係を明らかにする事由

３　第一項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　申請人が法人であるときは、当該法人（当該登記所の管轄区域内に本店若しくは主たる事務所を有するもの又は第一項の申請書に会社法人等番号を記載したものを除く。）の代表者の資格を証する書面

二　前項第三号の利害関係を証する書面

第六十一条中第九項を第十一項とし、第六項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第二項（第三項）」を「第四項（第五項）」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第二項から第四項までを二項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

２　登記すべき事項につき次の各号に掲げる者全員の同意を要する場合には、申請書に、当該各号に定める事項を証する書面を添付しなければならない。

一　株主　株主全員の氏名又は名称及び住所並びに各株主が有する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を含む。次項において同じ。）及び議決権の数

二　種類株主　当該種類株主全員の氏名又は名称及び住所並びに当該種類株主のそれぞれが有する当該種類の株式の数及び当該種類の株式に係る議決権の数